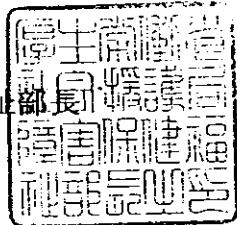


障発第384号
平成13年9月7日各 都道府県知事 殿
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



「唇顎口蓋裂後遺症によるそしやく機能障害に関する歯科医師
の意見の取扱いについて」等の一部改正について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づき行う身体障害者手帳に係る障害程度の認定のうち、そしやく機能障害の著しい障害に関するものについては、唇顎口蓋裂に起因する咬合異常により歯科矯正を必要とする程度のそしやく機能障害があるか否かの判断に際しては、歯科医師の判断が必要となるため、「唇顎口蓋裂後遺症によるそしやく機能障害に関する歯科医師の意見の取扱いについて」（昭和59年9月28日付け社更第129号厚生省社会局長通知）において、予め歯科医師による意見書の提出を求めた上で、その結果を踏まえて、医師が更に診断を行い、診断書及び意見書を作成することとしていたところである。

今般、歯科医師の判断がそしやく機能障害に関する障害程度の認定について、下記のとおり関係通知を改正し、平成13年9月7日より適用することとしたので、了知のうえ、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言として位置付けられるものである。

記

1 「唇顎口蓋裂後遺症によるそしやく機能障害に関する歯科医師の意見の取扱いについて」（昭和59年9月28日付け社更第129号厚生省社会局長通知）の一部を次のとおり改正する。

- (1) 題名中「歯科医師の」の次に「診断及び」を加える。
- (2) 記中「歯科医師による意見書」を「歯科医師による診断書・意見書」に改める。

(3) (別紙) を次のとおり改める。 (二重下線部分は追加、一重下線部分は変更)

(別紙)

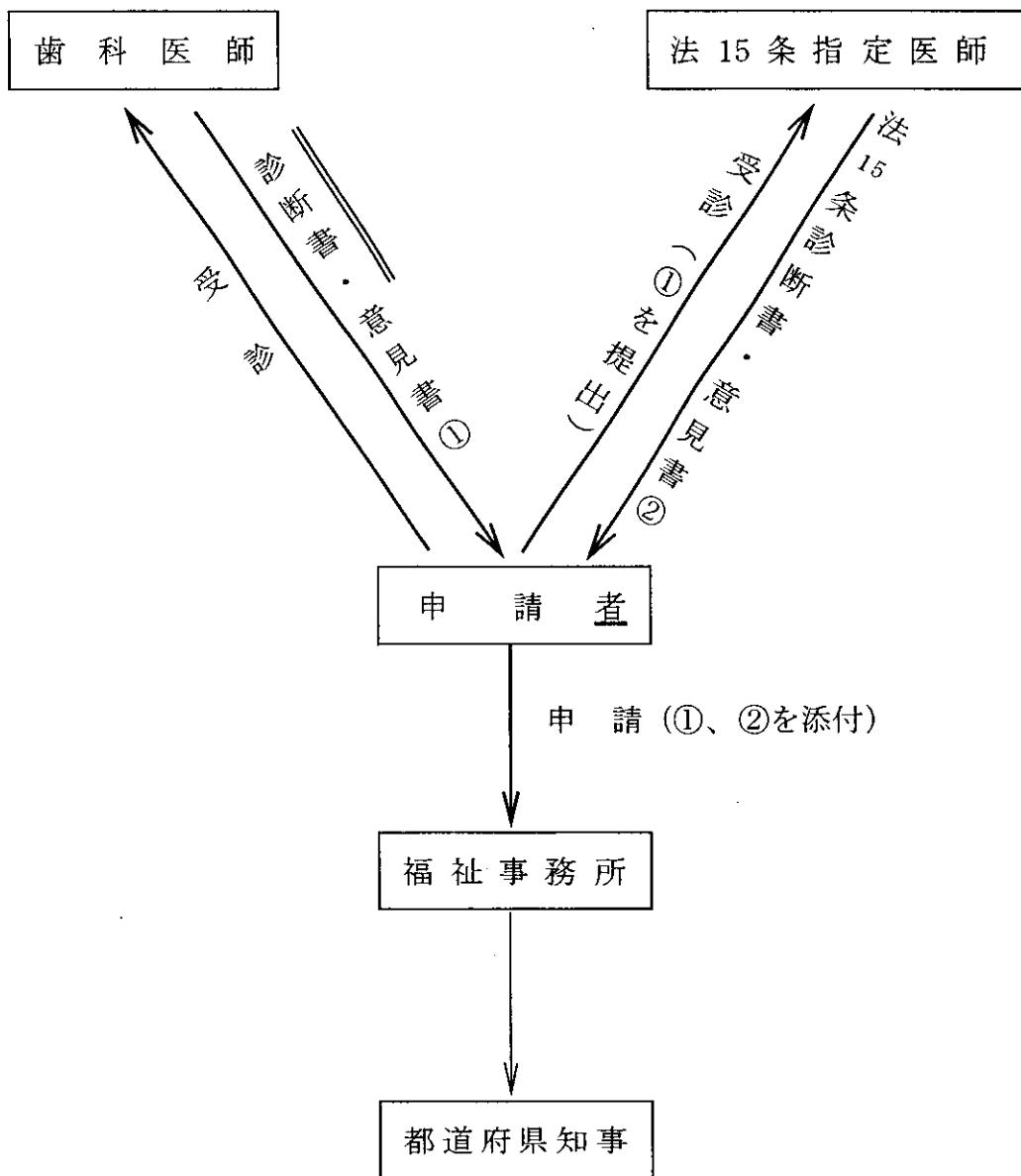
診 断 書 • 意 見 書

氏名	明治 大正 昭和 <u>平成</u>	年 月 日生	男・女
住所			
現症			
原因疾患名			
治療経過			
今後必要とする治療内容			
(1) 歯科矯正治療の要否			
(2) 口腔外科的手術の要否			
(3) 治療完了までの見込み			
向後 年 月			
現症をもとに上記のとおり申し述べる。 <u>併せて以下の意見を付す。</u>			
<u>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</u>			
<u>・該当する</u>			
<u>・該当しない</u>			
平成 年 月 日		病院又は診療所 の名称、所在地	
標榜診療科名			
歯科医師名			
印			

(4) (参考) を次のとおり改める。 (二重下線部分は追加、一重下線部分は変更)

(参考)

身体障害者手帳申請手続き



2 「身体障害者福祉法施行細則準則について」（平成5年3月31日付け社援更第112号厚生省社会・援護局長通知）の一部を次のとおり改正する。

様式第6を次のとおり改める。（二重下線部分は追加、一重下線部分は変更）

様式第6

身体障害者診断書・意見書（障害用）

総括表

氏名	明治 大正 昭和 平成	年月日生（　）歳	男女
住所			
① 障害名（部位を明記）			
原因となった	交通、労災、その他の事故、戦傷		
② 疾病・外傷名	戦災、疾病、先天性、その他（　）		
③ 疾病、外傷発生年月日	年	月	日・場所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	障害固定又は障害確定（推定）年月日		
⑤ 総合所見	〔将来再認定 要・不要〕 〔再認定の時期 年月〕		
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年月日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊞			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない			
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 <u>唇顎口蓋裂によるそしゃく障害に関しては、咬合異常による歯科矯正が必要であるか否かなどについて、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。</u> 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。			

事務連絡
平成13年1月12日

都道府県
各 指定都市 障害認定担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課計画係長

小腸機能障害の障害認定について

標記について、今般京都府から、小腸機能障害の認定に使用する栄養所要量については、厚生省公衆衛生審議会答申を使用しているが、平成11年に新たな答申がでていることから、これまで使用した平成6年答申とどちらを用いるのか、との照会があり、下記のとおりの取扱いとなっておりますので、お知らせいたします。

なお、下記通知につきましては、地方自治法第245条の4の規定に基づく「ガイドライン（技術的助言）」として位置づけられていることを申し添えます。

記

1. 「身体障害者障害程度等級表について」（昭和59年9月28日社更第127号厚生省社会局長通知）の「別紙1 身体障害者障害程度等級表解説」の「第2 個別事項」の「五 内臓の機能障害」の「5 小腸の機能障害」（1）中の「栄養所要量（表1）」については、厚生省公衆衛生審議会答申を用いるものである。したがって、本答申が改定された場合は、改定された栄養所要量を使用することとなるので留意されたい。
2. 参考までに平成11年6月の厚生省公衆衛生審議会答申をもとにした栄養所要量を示すと別添（表1）のとおりである。

(表1) 日本人の栄養所要量

年齢(歳)	エネルギー(kcal)	
	男	女
0~(月)	110~120/kg	
6~(月)	100/kg	
1~2	1,050	1,050
3~5	1,350	1,300
6~8	1,650	1,500
9~11	1,950	1,750
12~14	2,200	2,000
15~17	2,400	1,950
18~29	2,300	1,800
30~49	2,250	1,750
50~69	2,000	1,650
70以上	1,850	1,500

平成11年6月厚生省公衆衛生審議会答申